

事 務 連 絡

平成 23 年 3 月 28 日

地方獣医師会会長 各位

社団法人 日本獣医師会

専務理事 大 森 伸 男

**感染症法施行規則別表第一の規定に基づき厚生労働大臣が
指定する狂犬病の発生していない地域の一部改正について**

このことについて、平成23年3月15日付け厚生労働省健康局結核感染症課から、別添写しのとおり通知があったので、ご了知の上、貴会関係者に周知方お願いします。

なお、このたびの通知は、平成23年2月14日付け事務連絡「ノルウェーのホーペン島におけるホッキョクギツネの狂犬病発生に伴う犬等の輸入検疫の取扱いについて」により通知したとおり、これまで狂犬病の発生が確認されていなかったノルウェーのホーペン島において、狂犬病に感染したホッキョクギツネが確認されたことを受け、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則別表第一の規定に基づき厚生労働大臣が指定する狂犬病の発生していない地域の一部を改正する件（平成23年厚生労働省告示第51号）」を平成23年3月15日付けで公布し、同日施行したとするものです。

本件内容の問合せ先

日本獣医師会事業担当 長野

TEL 03-3475-1601



事務連絡
平成23年3月15日

社団法人 日本獣医師会 御中

厚生労働省健康局
結核感染症課

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則別表第一の規定に基づき厚生労働大臣が指定する狂犬病の発生していない地域の一部改正について

今般、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則別表第一の規定に基づき厚生労働大臣が指定する狂犬病の発生していない地域の一部を改正する件（平成23年厚生労働省告示第51号）（別添）が、本日公布され、同日より施行されることになったのでお知らせします。



兵庫	神戸山手大学 手通六丁目五番二 号	兵庫	神戸市中央区中山 手通六丁目五番二 号
奈良	奈良県立大学 奈良市船橋町一〇 番地	奈良	奈良市船橋町一〇 番地
和歌山	和歌山県勤労福祉 会館 プラザホー ル 和歌山市北出島一 丁目五番四七号	和歌山	和歌山市北出島一 丁目五番四七号
鳥取	鳥取県立生涯学習 センター 県民ふ れあい会館 鳥取市扇町二番 地	鳥取	鳥取市扇町二番 地
島根	島根県職員会館 松江市内中原町五 番地	島根	松江市内中原町五 番地
岡山	岡山県立鳥城高等 学校 岡山市北区伊島町 三丁目一番一号	岡山	岡山市北区伊島町 三丁目一番一号
広島	広島県情報プラザ 広島市中区千田町 三丁目七番四七号	広島	広島市中区千田町 三丁目七番四七号
山口	防府市文化福祉会 館 防府市緑町一丁目 九番二号	山口	防府市緑町一丁目 九番二号
徳島	徳島県J A会館 別館 徳島市北佐古一番 町五番一〇号	徳島	徳島市北佐古一番 町五番一〇号
香川	ホテルポール讚 岐 高松市中野町二三 番二二二号	香川	高松市中野町二三 番二二二号
愛媛	公立学校共済組合 道後宿泊所 にぎ たつ会館 高知県立よくし交 流プラザ 高知市朝倉成三七 五番地一	愛媛	高知市朝倉成三七 五番地一
高知	高知県立よくし交 流プラザ 高知市朝倉成三七 五番地一	高知	高知市朝倉成三七 五番地一
福岡	福岡県立博多青松 高等学校 福岡市博多区千代 一丁目二番二二二 号	福岡	福岡市博多区千代 一丁目二番二二二 号
佐賀	九州国際情報ビジ ネス専門学校 佐賀市神野東一丁 目九番三二二二 号	佐賀	佐賀市神野東一丁 目九番三二二二 号
長崎	長崎市民生活プラ ザホールメルカ つきまちホール 熊本市手取本町八 番九号	長崎	熊本市手取本町八 番九号
熊本	くまもと県民交流 館 パレア 別府市大字別府字 野口原三〇三〇番 地一	熊本	熊本市手取本町八 番九号
大分	大分県立社会教育 総合センター 別府市大字別府字 野口原三〇三〇番 地一	大分	別府市大字別府字 野口原三〇三〇番 地一
宮崎	ひまわり荘 宮崎市瀬頭二丁目 四番五号	宮崎	宮崎市瀬頭二丁目 四番五号
鹿児島	鹿児島県社会福祉 センター 鹿児島市鴨池新町 一番七号	鹿児島	鹿児島市鴨池新町 一番七号
沖縄	沖縄県立那覇商業 高等学校 那覇市松山一丁目 一六番一号	沖縄	那覇市松山一丁目 一六番一号

第二回
平成二十三年九月五日から同年九月二十日ま
で。
また、受験手続その他受験に関する問い合わせ
は、文部科学省生涯学習政策局生涯学習推進
課（東京都千代田区霞が関三丁目二番二号、電
話番号〇三（五五三）四一一一（内線二六四
三））。土曜日、日曜日及び祝日を除く。）に行う
こと。

○厚生労働省告示第五十一号
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に
関する法律施行規則（平成十年厚生省令第九十九
号）別表第一の三の項の第三欄第二号イの規定に
基づき、感染症の予防及び感染症の患者に対する
医療に関する法律施行規則別表第一の規定に基づ
き厚生労働大臣が指定する狂犬病の発生していな
い地域（平成十六年厚生労働省告示第三百三十九
号）の一部を次のように改正する。
平成二十三年三月十五日
厚生労働大臣 細川 律夫
「ノルウェー」の下に「スヴァールバルト、ヤン・
マイエン及び欧州外にある属領を除く。」を加え
る。

○農林水産省告示第六百九十号
植物防疫法施行規則（昭和二十五年農林省令第
七十三号）別表一の付表第三二五の規定に基づき、
平成十一年四月十五日農林水産省告示第五百八十
一号（コロンビア共和国産イローピタヤの生果
実に係る農林水産大臣が定める基準を定める件）
の一部を次のように改正し、公布の日から施行す
る。
平成二十三年三月十五日
農林水産大臣 鹿野 道彦
一 中「あつて」を「あつて」に、「コロンビア共
和国植物防疫機関」を「コロンビア植物防疫機関」
に改める。
三の（中）「コロンビア共和国植物防疫機関」を
「コロンビア植物防疫機関」に改める。
四の「四十六度」を「摂氏四十六度」に改める。
五の「実施されたこと」を「実施されているこ
と」に改める。
六の（中）「生果実」を「消毒された生果実」に
改め、同（中）「コロンビア共和国植物防疫機関」
を「コロンビア植物防疫機関」に改める。
七の「こん包又は」を「各こん包又は」に、「の
表示がなされており、かつ、そのこん包には」を
「及び」に改める。

○農林水産省告示第六百十号
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第
二十五条第一項の規定により、次のように保安林
の指定をする。
平成二十三年三月十五日
農林水産大臣 鹿野 道彦
一 保安林の所在場所 三重県松阪市飯南町有間
野字東ヶ廣二四七八の三、二四八五、二四八八
の二、二四九一、二四九五、二四九五の二、二
五一の二、二五二の二、二五二の三、二五二
四、二五二八、二五二八の二、二五二八、二五
三一の二、二五三二、二五三三、二五三六、二
五三七、二五三七の二、二五三七の三、二五三
八、字切石二五四三の二、二五四四、二五四五
二五四五の二、二五四八、二五四八の二、二五
四九から二五五一まで、二五五二の二、二五
四の二、二五五九、二五六三、二五六六、二五
六七の二、二五六八、二五六九、二五七二、二
五七三の二、字東ヶ廣二四八六、二四八七、二
四八九、二四九二の二、二四九三、字切石二五
六一、二五六六の二、二五七二、二五七二の二
（以上九筆について次の図に示す部分に限る。）
指定の目的 水源のかん養
指定実施要件
三 指定実施の方法
一 主伐に係る伐採種は、定めない。
二 主伐として伐採をすることが出来る立木
は、当該立木の所在する市町村に係る市町
村森林整備計画で定める標準伐期齢以上の
ものとする。
三 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
（一）立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間
及び樹種 次のとおりとする。
（二）次の図「及び」の一次の「は」、省略し、そ
の図面及び関係書類を三重県庁及び松阪市役所に
備え置いて縦覧に供する。
○農林水産省告示第六百十一号
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第
二十五条第一項の規定により、次のように保安林
の指定をする。
平成二十三年三月十五日
農林水産大臣 鹿野 道彦
一 保安林の所在場所 山口県周南市大字鹿野
上字西渡瀬二〇〇、字取田原四四八、四四九
の二、字叶木四五〇から四五四まで

（一）指定の目的 水源のかん養
指定実施要件
（一）立木の伐採の方法
1 立木の伐採については、主伐は、択伐に
よる。
（二）次の森林については、主伐は、択伐に
よる。
字西渡瀬二〇〇・字取田原四四九の
一・字叶木四五〇から四五四まで（以上
七筆について次の図に示す部分に限る。）
（2）その他の森林については、主伐に係る
伐採種を定めない。
（3）主伐として伐採をすることが出来る立
木は、当該立木の所在する市町村に係る
市町村森林整備計画で定める標準伐期齢
以上のものとする。
（4）間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期
間及び樹種 次のとおりとする。
（一）次の図「及び」の一次の「は」、省略し、そ
の図面及び関係書類を山口県庁及び関係市役所に
備え置いて縦覧に供する。）

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則別表第一の規定に基づき厚生労働大臣が指定する狂犬病の発生していない地域の一部を改正する件案新旧対照条文

○感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則別表第一の規定に基づき厚生労働大臣が指定する狂犬病の発生していない地域（平成十六年厚生労働省告示第三百三十九号）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 後	現 行
<p>アジア地域 台湾</p> <p>大洋州地域 オーストラリア グアム ニュージーランド フィジー ハワイ諸島</p> <p>欧州地域 アイスランド アイルランド 英国（グレート・ブリテン及び北アイルランドに限る。） スウェーデン ノルウェー（スヴァルバルト、ヤン・マイエン及び欧州外にある属領を除く。）</p>	<p>アジア地域 台湾</p> <p>大洋州地域 オーストラリア グアム ニュージーランド フィジー ハワイ諸島</p> <p>欧州地域 アイスランド アイルランド 英国（グレート・ブリテン及び北アイルランドに限る。） スウェーデン ノルウェー</p>